

千葉県立病院 患者確認に関する方針・手順（案）

1. 目的

患者を確実に確認（識別）して、院内のあらゆる患者への医療行為・医療サービス等において患者誤認（患者確認エラー）を予防する。

2. 方針

2.1 院内における患者確認の方法・手順の原則を次の通りに定める。

- 1) 患者確認は、少なくとも2つの識別子を用いて行う。
- 2) 2つの識別子は【氏名】と【生年月日】を用いる。但し、生年月日の確認ができない場合は、【氏名】と【ID番号】の識別子でも良い。
- 3) 2つの識別子には、病室番号やベッド番号、患者居場所は用いない。
- 4) 患者確認は、すべての医療行為・医療サービス等の患者への実施前に行う。

2.2 各施設においては、院内における患者確認の方法・手順の原則に従い、場面ごとに患者確認の方法・手順を定める。その場面ごとの患者確認の方法・手順についての一覧表を作成する。

3. 適応範囲

院内のすべての職員

4. 定義

- 1) リストバンド（ネームバンド）とは、患者確認のツールとしてすべての入院患者に装着するバンドであり、氏名と生年月日、ID番号等が表示されている。
- 2) ID番号とは、病院が1患者1番号として付与している番号で患者番号ともいう。

5. 役割と責任

- 1) 本手順の作成と改訂の役割と責任は、医療安全管理部門にある。
- 2) 医療安全管理部門は、本手順を職員に周知する役割を担う。
- 3) 全ての職員は、本手順を遵守して患者確認を行う役割を担う
- 4) 各部門・部署・職種の管理者は、本手順を職員に周知する役割と責任を有する。

6. 遵守と監視

- 1) 医療安全管理部門は、職員の本手順の遵守状況の調査方法を検討し、定期的に調査して院内の状況を把握するとともに調査結果を医療安全管理委員会で検討して改善のためのフィードバックを行う。
- 2) 各部門・部署・職種の管理者は、定期的に職員の本手順の遵守状況を調査してフィ

ードバックを行う。

- 3) 全ての職員は、本手順の自分自身の遵守状況を定期的にモニタリングする。

7. 手順

7.1 患者を確認する手順

- 1) 患者自身に【氏名】と【生年月日】を言ってもらい確認する。
- 2) 患者が名乗れない場合
 - ・入院患者は、リストバンド（ネームバンド）で【氏名】と【生年月日】を確認する。
 - ・外来患者は、診察券等で【氏名】と【生年月日】を確認する。
- 3) 初診等で ID 番号、診察券が無い場合
患者自身に【氏名】と【生年月日】を言ってもらうとともに、保険証または免許証、パスポートで【氏名】と【生年月日】を確認する。
- 4) 患者の氏名、生年月日が不明の場合
氏名、生年月日等が判明するまで、仮の患者識別子（ID 番号、仮の氏名、等）を付与し確認する。

7.2 患者に実施する医療行為・医療サービス等の手元情報（医療側情報）と患者自身との一致を確認する手順

- 1) 職員は、患者確認をすべき手元情報（医療側情報）を有している。
※手元情報（医療側情報）とは、医療者側の手元にある患者情報で、電子カルテ、検査伝票、注射箋・処方箋、ラベル、薬袋等に記載された患者の【氏名】と【生年月日】または【ID 番号】をいう。
- 2) 患者に実施する医療行為・医療サービス等の手元情報（医療側情報）の【氏名】と【生年月日】または【氏名】と【ID 番号】を、患者自身の【氏名】と【生年月日】または【氏名】と【ID 番号】と一致しているか、照合確認する。
- 3) 患者への実施前に、予め手元情報が指示と一致していることは、確認しておく。

参考：医療の質・安全学会 ネットワーク委員会主催 医療安全管理者ネットワーク会議

2019年11月7日
医療安全対策会議

(表1) (例) 患者に実施する医療行為・医療サービス等の患者情報を確認する対象物

患者に実施する医療行為・ 医療サービスの場面	手元情報		患者側情報 (患者自身を証明する 情報)
	物	指示	
(例) 内服薬・外用薬を使う	内服薬・外用薬	電子カルテ画面	患者自身 (またはリストバンド、受付票)
リストバンドの装着を行う			
注射・点滴を行う			
内服薬・外用薬を使う			
輸血を行う			
採血・検体採取を行う			
放射線検査を行う			
生理機能検査を行う			
手術を行う			
食事の配膳を行う			
診察・面談を行う			
指示の入力・記載を行う			
処方箋等を渡す			
書類を渡す			
その他			

